公　示　日：2024年11月27日（水）
調達管理番号：24a00803

国　　　名：フィジー
担 当 部 署： 経済開発部農業・農村開発第一グループ第二チーム
調 達 件 名： フィジー国太平洋島嶼国のSDG14「海の豊かさを守ろう」
　　　　　　　プロジェクト終了時評価調査（評価分析）
適用される契約約款：
「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

## 1. 担当業務、格付等

（１）　担当業務　：評価分析
（２）　格　付　　：３号
（３）　業務の種類：調査団参団

## 2. 契約予定期間等

（１）　全体期間：２０２５年１月上旬から２０２５年２月上旬
（２）　業務人月：　０．８７
（３）　業務日数：

| 準備業務 | 現地業務 | 整理業務 |
|---|---|---|
| ５日 | １１日 | ５日 |

## 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

（１）　簡易プロポーザル提出部数：1部
（２）　見　積　書　提　出　部　数：1部
（３）　提　　出　　期　　限：２０２４年１２月１１日（水）（12時まで）
（４）　提　　出　　方　　法：国際キャリア総合情報サイトPARTNERを通じて行います。（https://partner.jica.go.jp/）
具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER操作マニュアル」をご参照

ください。
（https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf）

✧　提出方法等の詳細についてはJICAホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2024年10月追記版）」の「別添資料11　業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」
https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html
なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出５営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

✧　評価結果の通知：2024年12月20日（金）までに個別通知
提出されたプロポーザルをJICAで評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

✧　評価結果説明の取り止め：2023年6月30日のお知らせに掲載（https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html）のとおり、2023年7月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止めます。

## 4.　簡易プロポーザル評価項目及び配点

（１）　業務の実施方針等：

| | |
|---|---|
| ①　業務実施の基本方針 | 16点 |
| ②　業務実施上のバックアップ体制 | 4点 |

（２）　業務従事者の経験能力等：

| | |
|---|---|
| ①　類似業務の経験 | 40点 |
| ②　対象国・地域での業務経験 | 8点 |
| ③　語学力 | 16点 |
| ④　その他学位、資格等 | 16点 |

（計100点）

| | |
|---|---|
| 類似業務経験の分野 | 各種評価調査 |
| 対象国及び類似地域 | 大洋州及び全途上国 |
| 語学の種類 | 英語 |

## 5. 条件等

（１） 参加資格のない社等：

本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めません。

（２） 必要予防接種：特になし

## 6. 業務の背景

漁業資源は、大洋州の経済・社会・文化にとって重要な財産である。大洋州の漁業は、沿岸住民による零細漁業と外国船による企業型漁業に大別でき、2014年の大洋州全体の収益は沿岸漁業が約 323 百万米ドル、外国船入漁料による歳入が 325 百万米ドルとなっている。大洋州の人々にとって漁業は食料や雇用等の日常生活の基盤であり、漁業に関与している人は各世帯内で約四割にのぼる（SPC 2018）。

一方、大洋州の漁業資源は様々な脅威にさらされている。オオシャコガイやなまこ等の沿岸の底生生物は絶滅が危惧されており、マグロ類をはじめとする沖合の浮魚も海域や種によっては乱獲となる危険性が指摘されている。近年では、開発に伴う土や排水の流出による海洋環境への負荷、気候変動が主因とされるサンゴの白化・海洋酸性化・海面上昇・巨大サイクロン等による沿岸の生態系や漁村への悪影響も懸念されている（SPC 2018)。これらの課題に対応しつつ大洋州の限られた海洋資源を零細漁業と企業型漁業のバランスをとりながら持続的に利用していくためには、適切な漁業資源の保全と管理が不可欠である。

国連は 2015 年に「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の行動計画として 17 の持続可能な開発目標（SDGs: Sustainable Development Goals）を採択し、その中の目標 14 として「海洋および海洋資源の保全と持続的利用」（以下、「SDG14 」という。）を掲げた。そこで、大洋州各国は海洋問題対策の強化を目的とした国際会議や研修に積極的に参加し、また、関連の事業を実施する等、その取り組みを強めている。しかし、これらの活動に対応できる行政人材は財政難もあり慢性的に不足していることから、今後は水産関連省庁職員の能力開発を進めるために必要な枠組みを整備していくことが求められている。

本事業は、大洋州地域の水産関連省庁職員への人材育成の枠組みを整備するとともに、人材育成能力の強化を図り、もって大洋州地域の水産関連省庁職員の海洋保全と持続可能な水産開発を推進する能力が強化され、SDG14 の達成に貢献することを目的に 2020 年 12 月から 2025 年 3 月までにフィジー国水産省並びに

バヌアツ国水産局をカウンターパート（C/P）機関として、4 年 4 カ月間の予定で実施中であり、現在、２名の（長期）専門家(小規模漁業振興、人材育成計画／業務調整)を派遣中である。また、プロジェクトチーフアドバイザー／海洋資源管理専門家は、2023 年 12 月まで現地で長期専門家として指揮を執っていたが、2024 年 1 月以降、短期専門家として対応しており、本邦から遠隔での指示を専門家チーム並びにカウンターパート機関に対し行っている。

今回実施する終了時評価調査は、2025 年 3 月のプロジェクト終了を控え、プロジェクト活動の実績、成果を評価、確認するとともに、今後のプロジェクト活動に対する提言及び今後の類似事業の実施にあたっての教訓を導くことを目的とする。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価６基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性）を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。なお、JICA 事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

（１） 準備業務（２０２５年１月上旬～２０２５年１月中旬）

①本プロジェクトに係る報告書等（案件概要表、事業事前評価表、事業進捗報告書、PDM、PO、モニタリングシート、活動実績資料、開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス[1]等）をレビューし、プロジェクトの実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセスを整理、分析する。

②既存の PDM に基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価 6 基準ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド（案）（和文・英文）を提案する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。

③評価グリッド(案)に基づき、プロジェクト関係者(プロジェクト専門家、C/P 機関、その他フィジー側関係機関、他ドナー等）に対する質問票（英

[1] 技術協力　開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス ｜ 事業評価 ｜ 事業・プロジェクト - JICA

文）を提案する。作成した質問票（案）は、現地派遣前にJICAに提出する。

④対処方針会議等に参加する。

（２） 現地業務（２０２５年１月中旬～２０２５年１月下旬）

①JICAフィジー事務所等との打合せに参加する。

②プロジェクト関係者に対して、本調査の評価手法について説明を行う。

③フィジー側 C/P と協議した評価グリッドに基づき、事前に配付した質問票を回収、整理するとともにプロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績（投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等）、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。

④収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。

⑤準備並びに上記③及び④で得られた結果をもとに、他の調査団員及びフィジー側 C/P 等とともに評価６基準の観点から評価を行い、評価報告書（案）（英文）の取りまとめに協力する。

⑥評価報告書（案）に関する協議に参加し、協議を踏まえた同案の最終化に協力する。

⑦協議議事録（M/M）（英文）の作成に協力する。

⑧終了後の対大洋州水産分野の協力方針に係る情報収集・検討に協力する。

⑨現地調査結果のJICAフィジー事務所等への報告に参加する。

（３） 整理業務（２０２５年１月下旬～２０２５年２月上旬）

① 評価調査結果要約表（案）（和文・英文）を提案する。

② 報告会に出席する。

③ 担当分野の終了時評価調査報告書（案）（和文）を作成する。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

（１）業務完了報告書

２０２５年２月７日（金）までに提出。

次の①～③、及び収集資料一式を添付し、電子データにて提出する。

①　評価報告書（英文）

②　評価調査結果要約表（案）（和文・英文）

③　担当分野に係る終了時評価調査報告書（案）（和文）

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2023 年 10 月（2024 年 10 月追記版））」の「ＸＩ. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料２　報酬単価表」を参照願います。

https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html

留意点は以下のとおりです。

（１）　航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、払戻不可・日程変更不可等の条件が厳しい正規割引運賃を含め最も経済的と考えられる航空賃を見積もってください。

## 10. 特記事項

（１）　業務日程／執務環境

①　現地業務日程

現地業務は２０２５年１月１５日～１月２５日を予定しています。

②　現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア）　総括（JICA）

イ）　協力企画（JICA）

ウ）　評価分析（本コンサルタント）

③ 便宜供与内容

JICA フィジー事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。

ア） 空港送迎：あり

イ） 宿舎手配：あり

ウ） 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）

エ） 通訳傭上：なし

オ） 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。

カ） 執務スペースの提供：プロジェクトオフィス内の執務スペース提供（ネット環境完備）

（２） 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部農業・農村開発第一グループ第二チームから配付しますので、edga1@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

・案件概要表
・事業事前評価表
・基本合意文書（R/D）および R/D 改訂ミニッツ
・事業進捗報告書、
・モニタリングシート
・活動実績資料

② 本業務に関する以下の資料がウェブサイトで公開されています。

・太平洋島嶼国のSDG14「海の豊かさを守ろう」プロジェクト
https://www.jica.go.jp/oda/project/1900682/index.html

（３） その他

① 業務実施契約（単独型）については、単独（１名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。

② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA フィジー事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分

に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。また、契約締結後は海外渡航管理システムに渡航予定情報の入力をお願いします。詳細はこちらを参照ください。
https://www.jica.go.jp/about/announce/information/common/2023/20240308.html

③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス」（http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

④ 発注者、受注者との間で業務仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができます。

⑤ 本業務については先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定します。

⑥ 公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

以上